

はじめに

令和5年には、新規性喪失の例外に関する裁判例が3件あった。①知財高判令和5・6・12〔瓦Ⅰ〕令和5(行ケ)10008、②知財高判令和5・8・10〔瓦Ⅱ〕令和5(行ケ)10007、③知財高判令和5・12・25〔バッグ〕令和5(行ケ)10071である。いずれも、令和5年改正前の新規性喪失の例外に関する裁判例であるが、改正後の新規性喪失の例外規定の運用に参考となる事例と思われる。また、その同一性判断や類否判断において注目される説示があるので、これらを含めて紹介する。

なお、本連載前回における新規性喪失の例外規定の検討内容について、「意匠に該当しない形状等」に関し若干追加的な検討をする*1。問題となるのは、①自己が創作した著作物等(意匠に該当しない創作)の形状等が、意匠の新規性喪失の例外の対象となりうるかということ、及び、②意匠の構成要素としての形状等(モチーフ)が例外の対象となるかということである。結論からいえば、①は例外の対象となりえないが、②は例外の対象となると思われる。

まず、①意匠に該当しない形状等とは、意匠の形状等ではないものであり、例えば、著作物の形状等、商標の形状等及び自然物の形状等などを意味する。意匠法4条の新規性喪失の例外の対象は、自己の公開「意匠」に限定されている。したがって、意匠の形状等ではない形状等は、この対象ではない。しかし、意匠の形状等ではない形状等も意匠法3条2項に規定する「形状等又は画像」に該当するものであり、それに基づいて意匠の創作非容易性が否定される可能性がある。

ここで注意すべきは、この意匠に該当しない形状等とは、抽象的なモチーフそのもの(形状等それ自体)を意味しないことである。形状等は、いつも物品の形状等として、又は、絵画の形状等として、すなわち何かの形状等として認識される。意匠を構成する形状等は、物品等の形状等として視認されるのであり、抽象的な形状等のみが視認されるのではない。自然物の形状等が山や犬の形状等として視認されるのと同様に、意匠の形状等は常に、椅子の形状等であり、自動車の形状等であって、ある物品等の形状等として視認される。「意匠を構成する形状等」は、「意匠に該当しない形状等」(形状等それ自体)として「視認」されることはないと理解すべきであろう*2。

意匠審査便覧(42.47)では、新規性喪失の例外の対象について、「意匠登録を受けることができない模様のみを公開した場合にまで、本規定を適用することは、創作した意匠を保護する意匠法本来の目的から認められない」と規定するが、この公開された模様は、物品等と関係がない模様であり、絵画のような「著作物としての形状等」に該当するものを意味していると思われる。というのも、当該模様が、「皿」等の物品の模様として公開されたならば、それは意匠であり、新規性喪失の例外の対象となる可能性がある。この審査便覧は、自己の「著作物の形状等」は新規性喪失の例外の対象とはならないことを述べたものと解される。

条文上新規性喪失の例外の対象となるのは「意匠」に該当するものであり、自己の著作物は対象にはならないことは明らかである*3。なお、当該著作物を利用する他者の意匠については当該著作権の侵害